

# 神奈川県体操協会 倫理委員会 規程

## (目的)

第1条 この規程は、神奈川県体操協会（以下「本会」という。）理事会の議決に基づき、本会及び加盟団体は、本県の体操の普及振興を図っていくという高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体としての使命を担っていることから、その自覚と責任を持ち、体操の基本であるフェアプレー精神に則り、加盟団体共々、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、体操の振興を通して、その社会的使命を果たしていくために、神奈川県体操協会規約第22条に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本会及び本会役職員の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 本会加盟団体について、本会規約の遵守及び処分に関すること。
- (3) 前2号について、周知徹底を図るとともに、必要に応じた事実確認等を行い、その結果を会長に具申すること。

## (委員)

第3条 委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員長は、本会規約第7条に規定する副会長とし、会長が委嘱する。

- 2 委員は、委員長が本会理事及び学識経験者のうちから推挙する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

## (任期)

第5条 委員の任期は委嘱日より開始し、本会規約第16条に定める任期と同様とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 学識経験者については、この限りではない。

## (委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席が無ければ開会することができない。
- 3 委員は、自己に関係ある事案についての議事に参与することはできない。ただし、委員会の同意があった場合には、会議に出席し、意見を述べることができる。

- 4 委員長が必要と認めた時には、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 5 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(本規程の変更)

第7条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局に置く。

附則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年4月1日施行